平成２５年（フ）第２８７号
静岡県沼津市大塚３番地の40　グランメール千本Ｂ―303
破産者　河西　俊樹
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
愛知県豊橋市花田町字小松141番地、従前の住所愛知県豊橋市小向町字北小向44番地の８
破産者　村松みち子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１９３号
愛知県豊橋市往完町字郷社東43番地７　101、開始決定時の住所愛知県豊橋市往完町字郷社東82番地の２
破産者　鈴木　由香
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４２号
松江市春日町236番地１、前住所松江市春日町158番地11
破産者　水元二六年
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９２号
愛媛県松山市恵原町甲161番地３
破産者　清水　裕次
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県飯塚市幸袋781番地
破産者　渡邉　隼人
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６９号
福岡県飯塚市新立岩９番34号　ａｉ立岩ビル32号、前住所福岡県飯塚市鯰田755番地
破産者　原田　英樹
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市伊岐須745番地16
破産者　大田　廣文
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３５４号
茨城県鉾田市鉾田1574番地２
破産者　遠峰早智子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５５号
東京都世田谷区奥沢３―12―６―201、住民票上の住所茨城県鉾田市鉾田1574番地２
破産者　遠峰　裕幸
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３７０号
茨城県小美玉市西郷地1346番地249
破産者　北村　主水
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８１号
新潟市中央区関屋恵町９番３号　ケイスタハイツＡ102号
破産者　棚橋　幸夫
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１１号
札幌市東区本町２条２丁目６番13―201号
破産者　清水畑休樹
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１３号
旭川市近文町11丁目2720番地の５　フォーリオ201号室、申立時の住所札幌市中央区南11条西13丁目２番21号　フォルミカＢ－４Ｆ
破産者　谷川　輝正（旧姓寺本・五十嵐）
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
青森県弘前市大字高崎１丁目５番地12　木村住宅
破産者　三上　晴基
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８７号
青森県弘前市大字高崎１丁目５番地12　木村住宅
破産者　三上　邦子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字樹木１丁目８番地７
破産者　小田桐繁夫
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５７０号
岩手県奥州市胆沢区南都田字鶴田161番地１クレイン、従前の住所仙台市青葉区立町４番12―701号
破産者　坂本　和喜
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
秋田市飯島長野中町７番61号
破産者　川村　正美
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部